

従業員の老後を、より豊かにできる制度

中小企業の従業員のiDeCoに上乗せ

iDeCo+

プラス

イデコプラス

中小企業
限定

の制度です!

従業員が
加入している
iDeCoの掛金に

上乗せで
拠出!



2024年12月現在

国民年金基金連合会



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

従業員のiDeCoに上乗せできる「イデコプラス」

中小企業のために生まれた



事務負担の大きさ等から、企業年金の導入が難しいと考えていた事業主の方でも、比較的少ない負担で実施できる制度です。

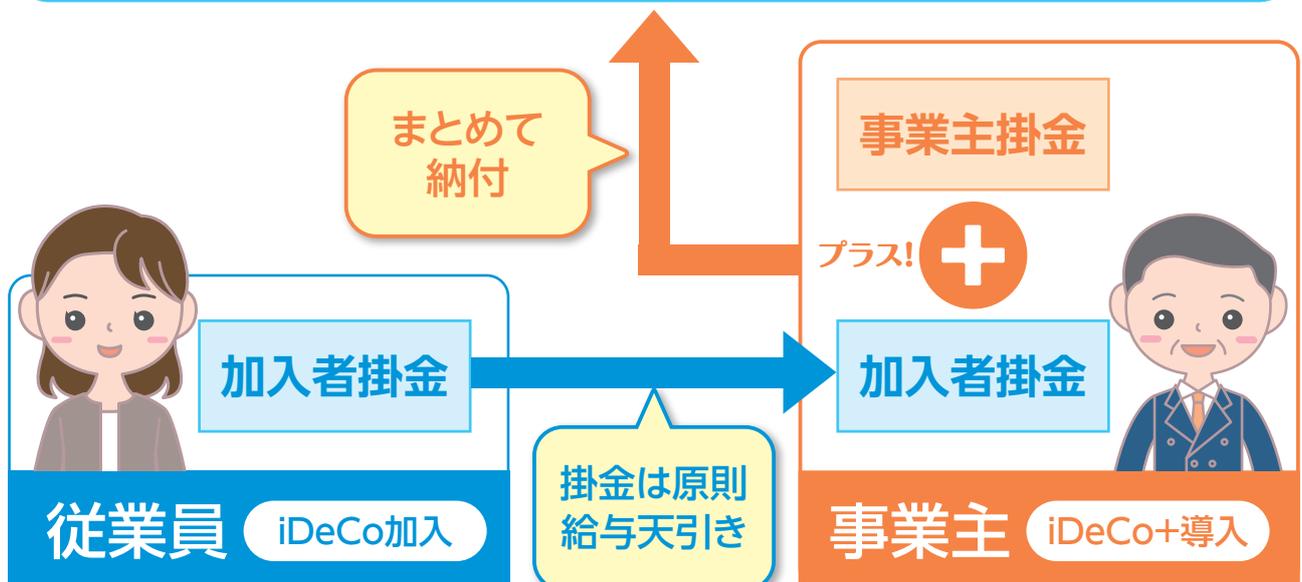
従業員のiDeCoに上乗せし、老後をサポート



従業員がiDeCoに加入している場合、その掛金に上乗せして事業主が掛金を拠出。従業員の老後の所得確保をサポートできます。

※企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金を未実施の、従業員300人以下の中小企業に限ります。

国民年金基金連合会 (iDeCo実施機関)



※拠出対象者となる従業員の同意が必要です。同意を得られない従業員については、強制できません。

事業主にも うれしい メリット

事業主が拠出した掛金は、全額が損金に算入されるというメリットもあります。従業員の老後を豊かにできることに加え、税制面でもうれしい制度です。

■「iDeCo+」(イデコプラス)の概要

項目	内容
事業主要件	企業型確定拠出年金、確定給付企業年金および厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員(第1号厚生年金被保険者。以下同じ。)300人以下の事業主。ただし、同じ事業主が複数の事業所を経営している場合、全事業所の従業員の合計が300人以下であることが必要です。
拠出対象者	iDeCoに加入している従業員のうち、事業主掛金を拠出されることに同意した加入者。 ※拠出対象者に一定の資格(職種、勤続年数)を設けることも可能です。
掛金設定	加入者掛金と事業主掛金の合計額は、月額5,000円以上23,000円以下の範囲で、加入者と事業主がそれぞれ1,000円単位で決定できます。加入者掛金を0円とすることはできませんが、事業主掛金が加入者掛金を上回るとは可能です。また、資格*ごとに掛金額を設定することも可能です。
納付方法	加入者掛金と事業主掛金を事業主がとりまとめて納付します。
労使合意	事業主掛金を拠出する場合に、労働組合または労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。また、掛金額を変更する際にも同様の同意が必要です。

※「資格」は、拠出対象者の一定の資格(職種、勤続年数)のほか、労働協約または就業規則その他これらに準ずるものにおける給与および退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において区分する資格に限ります。

iDeCo+_{プラス} 導入までの流れ



1

制度導入の検討

「iDeCo+」を実施できる事業主の要件を満たしているか確認し、開始時期や拠出対象者の資格範囲を検討します。

2

掛金の設定

事業主掛金の額を検討・決定します。

3

労使合意

労働組合または労働者の過半数を代表する者に対して、「iDeCo+」の実施について提案・協議を行い同意を得ることが必要です。

4

届出書類を作成・届出

拠出開始月の前月20日までに、国民年金基金連合会へ申請書類を2部提出します。

iDeCoとは?

イデコ=個人型確定拠出年金

iDeCoは、自分で決めた掛金額を積み立てながら、その掛金を自分で運用していくことで、将来に向けた資産形成を進めていける年金制度です。積み立てた年金資産は原則60歳から受け取ることができます。



① 掛金を決める

月々5,000円から始められ、1,000円単位で自由に設定できます。



掛金が**全額所得控除!**

税が軽減されます!



② 運用する

自分のニーズに合わせて運用商品(投資信託や定期預金など)を選んで運用できます。



運用益も**非課税で再投資!**

運用益は全額資産



③ 受け取る

原則60歳から75歳までで受け取り時期を選べます。



受け取る時も**大きな控除!**

公的年金等控除

退職所得控除



年金が増える!

税が軽減される!

iDeCo を選ぶメリット

[イデコ]

私たちの「老後」は20年以上!

豊かな老後を過ごすためには
今から備えを始めることが大切です。



豊かな老後に
必要な資金

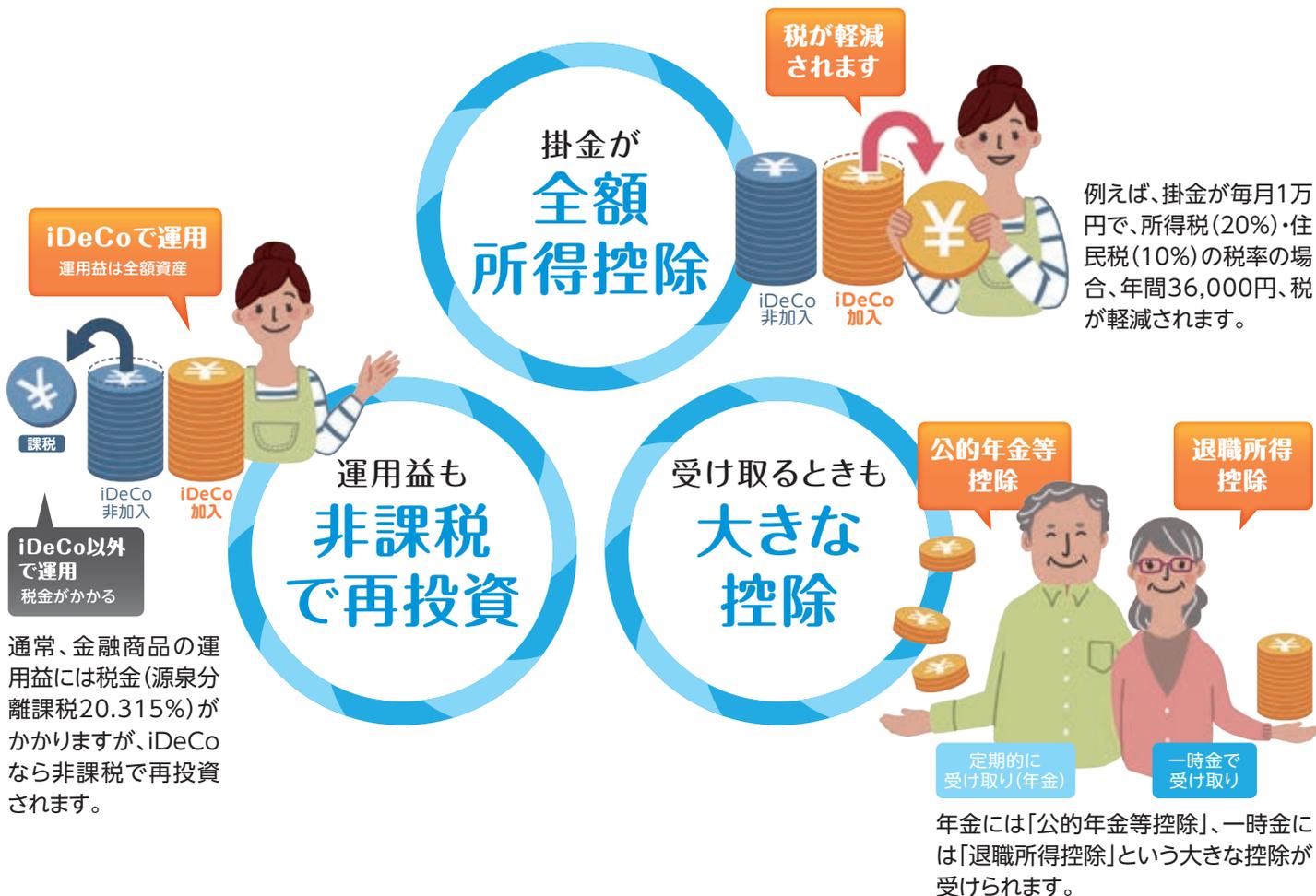


iDeCo

公的年金にプラスできる
「もうひとつの年金」を!

iDeCo 3つの税制優遇

通常、金融商品などを運用すると、掛金や運用益に税金がかかりますが、iDeCoは老後の資産形成を目的とした年金制度であるため、税制優遇措置が講じられています。



注意事項

積立金の運用は加入者ご自身の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動します。／運用商品の中には、元本確保されない商品もありますので、商品の特征をよく理解した上で選択してください。／iDeCoは、老後の資産形成を目的とした年金制度であるからこそ、税制優遇措置が講じられています。このため、原則60歳まで積立金を引き出すことはできませんので、ご注意ください。／加入期間等に応じて受給できる年齢が決まります。／手数料がかかります(運営管理機関や商品によって異なります)。／運用資産には、別途、特別法人税が課されますが、現在、課税が停止されています。

従業員300人以下の中小企業をサポートする制度です!!



従業員が加入するiDeCoに、事業主が掛金を上乗せして
拠出できます。従業員の老後をより豊かにできるとともに、
掛金が全額損金算入される事業主にもうれしい制度です。

iDeCo+の詳細は▶P2~P3



iDeCo+を導入することで福利厚生が充実し、 人材確保や長期勤続にもつながります。

大企業に比べると、中小企業は福利厚生制度の充実が後回しになりがちです。しかし、
就職・転職活動時に、福利厚生は多くの方が重視する項目です。

また、既存の従業員のモチベーションを向上させたり、平均勤続年数を伸ばしたりするため
には、「この会社なら安心して働き続けられる」という信頼感を持ってもらうことも大切です。

その点で、従業員の老後所得確保の支援は、福利厚生を充実させる重要な施策のひとつ
であると言えるでしょう。

そんな背景のもと、2018年に導入された「iDeCo+」は、従業員が加入しているiDeCoに
事業主が掛金を上乗せするだけの少ない負担・手間で、中小企業の福利
厚生を拡充できる制度です。

優れた人材を採用し、長く働いてもらうためにも、導入を検討してはいかが
でしょうか。



iDeCoやiDeCo+の
お問い合わせ先は
こちら

iDeCo
公式サイト

www.ideco-koushiki.jp

イデコ公式

検索



国民年金基金連合会コールセンター ☎ 0570-003-105

※050で始まる電話でおかけになる場合は03-6627-9059(一般電話)